

大阪樟蔭女子大学研究倫理委員会規程

(目的)

第1条 大阪樟蔭女子大学研究倫理規準（以下「倫理規準」という）の趣旨に則り、学内の研究者が倫理的・社会的責任を十全に果たすことができるようにするため、また、倫理規準第15条の定める本学の責務を果たすために、大阪樟蔭女子大学研究倫理委員会（以下「委員会」）を置く。

2 研究倫理の実践と監査にかかる本学の統括は最高管理責任者として学長がこれを負い、最高管理責任者を補佐する統括管理責任者は学長が指名した副学長がこれを担う。

また、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者は研究倫理委員会委員長がこれを担う。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って研究の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

(委員会の任務および審議事項)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項を行う。

(1) 研究倫理についての研修及び教育の企画及び実施に関する事項

(2) 研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項

(3) 研究者等の不正行為の調査に関する事項

(4) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実行に関する事項

(5) その他研究倫理に関する事項

2 委員会は必要があると認められる時には、研究者に対して、適切な指導および助言を行うものとする。

3 委員会は、倫理規準第15条第3項に定める苦情、相談などに対応するものとする。

4 委員会は、研究者の倫理規準違反行為、および研究者としての社会的責任に反する行為があると認められる場合には、調査の上で学長に報告するものとし、学長は適切な措置を講ずるものとする。

5 委員会は研究倫理に関する事項について、事前・事後に調査、検討し、必要があるときには学長に報告もしくは提案をするものとする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の者でもって構成され、委員は学長が委嘱する。

(1) 研究科長

(2) 動物実験委員会委員長

(3) 学内の研究者のうち、研究倫理についての学識を有する者として学術研究委員会の推薦を受けて、学長より指名された者、4名

(4) 学外の研究者・学識経験者のうち、研究倫理、法律についての学識を有する者として学術研究委員会の推薦を受けて、学長より指名された者、1名

(5) 職員、1名

2 前項第4号の委員は、本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

3 委員は、自身に関わる事案が委員会の審議事項となった時は、議事に参加することができない。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会には、委員長および副委員長を置く。委員長は研究科長を充て、学長が委嘱する。委員長は、委員の互選にもとづき、予め副委員長を指名することができる。

2 委員長は、委員会の検討内容について、適宜、学術研究支援担当副学長へ報告し、指示を受ける。

(委員会の任期)

第5条 第3条第1項第1号および第2号に定める委員の任期は、その職の期間とし、第3号から第5号に定める委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員長および副委員長の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(委員会の議事)

第6条 委員会は委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は委員過半数で決する。

3 前項にかかわらず、第2条第4項に規定する「倫理規準違反行為」等に関する議事は、出席した委員の3分の2以上で決するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(相談員)

第8条 委員会に、第2条第3項に定める苦情、相談等に対応するため委員以外に研究倫理相談員(以下「相談員」という)を置く。委員は、相談員を兼ねる。

2 相談員は、学長が次に掲げる者から委嘱する。ただし、第1号に掲げる者は、大学院研究科専攻長の推薦によるものとし、第2号に掲げる者は、学科長の推薦によるものとする。

(1) 研究科の各専攻の教員から1名

(2) 各学科の教員から1名以上

3 委員以外の相談員の任期は2年とする。

4 相談員は、苦情、相談等を受けた事項について、文書で委員長に報告する。

5 委員長は、前項の報告を受けたとき、必要ある場合は委員会を開催するものとする。

6 相談員は、委員会に出席して意見を述べるることができる。

(相談員に関する事項)

第9条 委員会は、第8条に規定するもののほかに、相談員に関する事項を定めることができる。

(小委員会)

第10条 委員会に、次の小委員会を置く

(1) 研究計画審査会

(2) 研究倫理特別調査会

(研究計画審査会)

第11条 研究計画審査会(以下「審査会」とする)は、倫理規準第6条に定める「人を対象とする研究」のうち、倫理上の問題が生じるおそれのある研究およびその研究成果の公表に関する計画(以下「研究計画等」という)、および同じく第6条に定める「生命体を直接対象とした研究」について、研究者からの申請に基づき、審査をする。

(審査会の構成)

第12条 審査会は、委員会の推薦に基づいて、学長が委嘱する次の者によって構成される。

(1) 委員長

(2) 自然科学系、人文・社会科学系の教員 4名

(3) 職員 2名

2 審査会員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 研究計画などの専門的な事項に関して調査、審議する必要がある場合、審査会主査は専門委員を委嘱することができる。専門委員は、研究計画審査会に対して意見を述べるができるが、審査会の議事に加わることができない。専門委員は、当該専門事項の調査、審議が終わったときに解職される。

4 「生命体を直接対象とした研究」に関する審査は「生命体を直接対象とした研究に関する規程」に定める分科会に審査を委任することができる。

(研究計画審査会主査および副査)

第13条 審査会に主査および副査をおく。

(1) 主査は前条第1項第2号および第3号の審査会員の中から委員会の推薦に基づき学長が委嘱する。

(2) 副査には委員長(研究科長)を充て、学長が委嘱する。

2 主査は審査会を主宰し、代表する。

(審査会の議事)

第14条 審査会の議事は、第6条に定める委員会の議事に準じる。

2 研究計画等につきその審査を申請した審査会員は、当該研究計画等にかかる議事に参加することができない。ただし、審査会の承認を得て、出席し発言をすることができる。

(審査および承認の手続き)

第15条 委員会は、研究計画等の審査および承認の手続きに関する事項を、別に定めることができる。

(研究倫理特別調査会)

第16条 倫理規準第15条第2項および第3項の責務を遂行するために、委員会はその必要を認める時に、次の各号からなる研究倫理特別調査会(以下「調査会」とする)を編成する。

2 調査会は、学長が委嘱する次の者によって構成される。

(1) 第3条第1項第3号により委嘱された委員のうち、委員長が指名した者、1名。

(2) 学内から当該研究領域についての知識を有するとして、委員会の推薦した者、2名。

(3) 学外から当該研究領域についての知識を有するとして、学長から指名された者、3名以上。

(研究倫理特別調査会主査)

第17条 調査会の主査には、前条第2項第1号の委員を充て、調査会を主宰する。

2 必要を認める時には、前条第2項第3号の委員を調査会の主査に充てることができる。

(調査会の任期)

第18条 調査会は、委員会に事実等に関する報告を行った後に解散する。

(調査の手続き)

第19条 委員会は、調査会の調査手続きに関する事項を、別に定めることができる。

(守秘義務)

第20条 委員および相談員、審査会員、専門委員、調査会員は、相談内容等について個人のプライバシー保護に留意し、知り得た秘密は、これを他に洩らしてはならない。

(事務)

第21条 委員会の事務は、くすのき地域協創センターが行う。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、学長が大学協議会の意向を聴いて行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。
- 2 この改正は、平成19年11月 1日から施行する。
- 3 この改正は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 4 この改正は、平成25年 4月 1日から施行する。
- 5 この改正は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 6 この改正は、平成30年 4月 1日から施行する。
- 7 この改正は、令和 2年 4月 1日から施行する。